

はしがき

労働法は、わが国社会において、最も身近で、切実に必要とされている法のひとつである。他面、労働法は、意外なほどその内容を知られておらず、平然と破られていることが多い。労働法ないしワークルールの教育は、道幸哲也氏（北大名誉教授）年来のご主唱の通り、この社会の持続可能性を構築するために必要不可欠な営為ということができる。

本書は、大学あるいは各種専門学校等における労働法の講義や社会人向けのワークルール研修等の際に、受講生の手元にあって、使い勝手の良い、労働法のマニュアルを念頭に編成した。

工夫の第1は、「囲み判例」という形で、75件ほどの重要判例を精選し、事実・判旨をきちんと記載する形で本文と一体化したことである。第2は、理想的執筆陣を集めたことである。商法、社会保障法との隣接分野については、それぞれの専門研究者に協力を仰いだ。労働時間法には、実務家に参加していただいた。労働契約法には、清新な若手を投入した。労働組合法については、学界の重鎮クラスをお招きした。第3に、働き方改革法等の最新法令、変転激しい裁判例の最新動向への完全な対応も、また本書のウリのひとつである。

本書を貫く精神を一言でいうと、執筆勢と同じく、マルチチュードということになる。労働法の対象である労働者は、もはや階級としても国民としても一体性を持つものではない。これを多様（diversity）という観点から眺めることは抵抗がある。そんな高尚なものではないからだ。むしろ、多数ないし群衆（multitude）として、内部に種々の差異と格差とを抱えながらも、働いて生きている者どもという点では、同様にしか見えない人々。経済の動勢に落葉のように翻弄される、この私でもあり君でもあるが決して我々といった一体感など持ちようもない群集こそが、現在の労働者の原像に相応しい。

なお、本書の共編者をお引き受け下さった小宮文人先生は、本年3月をもって専修大学法務研究科を退職され、本年7月には古稀を迎える。実は、本書の執筆者たちは、都内各所に持ち回りで会場を設営しながら、小宮先生を囲

んでの労働判例研究会において研鑽を重ねてきたものである。この研究会は、当初は小宮先生と私の2名のみであったところ、次第に参加者が増えていき、本年10月には第100回を予定するに至った。本書は、同じく法律文化社よりこの6月に公刊される小宮文人古稀記念論文集とともに、小宮先生を囲んでの研究会の成果を集約し、世に問う意味合いをも有している。

最後になったが、法律文化社編集部の小西英央氏には、本書の作成にあたって、多大のご助力をいただいた。心から感謝申し上げたい。

2019年4月

編者を代表して 本久 洋一